

法令名	該当する条項	条項の詳細	該当リン酸エステル系難燃剤
<b>労働安全衛生法(安衛法)</b>	<b>法第57条の2第1項 施行令第18条の2 「名称等を通知すべき有害物」</b>	別表第9に掲げるものを、譲渡し、又は提供する物は、文書の交付その他提供する相手方に通知しなければならない。(MSDS交付義務)	トリフェニルホスフェート、トリブチルホスフェート、これらの重量の1%を超えて含有する製剤その他のもの
<b>化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)</b>	<b>法第2条第5項 「第2種監視化学物質」(旧 指定化学物質)</b>	1.名称 2.成分及びその含有量 3.物理的及び化学的性質 4.人体に及ぼす作用 5.貯蔵又は取扱上の注意 6.事故発生時の措置 他 難分解、低蓄積性、人毒性の疑いがある物で、3省大臣が指定するもの 規制措置・製造・輸入実績数量、用途等の届出 ・物質の名称、届出数量の公表 ・指導・助言(環境汚染防止のための必要な場合) ・リスクの観点から必用に応じて、有害性調査の指示	トリス2-クロロエチルホスフェート トリブチルホスフェート トリメチルホスフェート
<b>特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律(PRT法、化管法)</b>	<b>法第2条第2項 施行令第1条別表第1 「第1種指定化学物質」</b>	1.当該化学物質が人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障をおよぼすおそれがあるものであること。 2.当該化学物質が前号に該当しない場合には、当該化学物質の自然的作用による化学的变化により容易に生成する化学物質が同号に該当するもの。 3.オゾン層を破壊し、太陽紫外放射の地表に達する量を増加させることにより人の健康を損なうおそれがあるもの	トリス2-クロロエチルホスフェート、トリスキシレニルホスフェート、トリブチルホスフェート
		第1種指定化学物質とは、各号のいずれかに該当し、かつ、その有する物理的・化学的性状、その製造、輸入、使用又は生成の状況からみて、相当広範な地域の環境において当該化学物質が継続して存すると認められる化学物質で政令で定めるもの。	当該製品の質量に対するいずれかの第1種指定化学物質の割合が1%以上のもの
	<b>法第2条第3項 施行令第2条別表第2 「第2種指定化学物質」</b>	第2種指定化学物質とは、前項各号のいずれかに該当し、かつ、その有する物理的・化学的性状からみて、その製造量、輸入量又は使用量の増加等により、相当広範な地域の環境において当該化学物質が継続して存することとなることを見込まれる化学物質(第1種指定化学物質を除く)で政令で定めるもの。	トリオクチルホスフェート
目的: 有害性のある様々な化学物質の環境への排出量を把握することにより、化学物質を取り扱う事業者の自主的な化学物質の管理の改善を促進し、化学物質による環境の保全上の支障が生じるもとを未然に防止する	・排出量の把握及び届出(都道府県知事を経由し、主務大臣に届出) ・MSDSの交付義務		
<b>大気汚染防止法(大防法)</b>	<b>中央環境審議会答申(有害大気汚染物質)</b>	有害大気汚染物質に該当する可能性のある物質	トリブトキシエチルホスフェート トリス2-クロロエチルホスフェート トリブチルホスフェート
目的: 工場及び事業所における事業活動並びに建築物の解体に伴うばい煙並びに粉じんの排出等を規制し、有害大気汚染物質対策の実施を推進し、自動車排出ガスに係る許容限度を定めること等により、大気の汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全する			
<b>水質汚濁防止法(水濁法)</b>	<b>法第2条第2項1号 施行令第2条 特定施設</b>	工場及び事業所から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止。国民の健康を保護する。	有機燐化合物があるが、農業等4種類に限定 パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、EPN
目的: 工場および事業所から公共用水域に排出される水の排出および地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁を防止する	「人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質」	特定施設とは、次の各号のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設で政令で定めるもの	
<b>下水道法</b>	<b>法第12条の2第1項 施行令第9条の4</b>	窒素・燐含有量含む	有機燐化合物があるが、農業等4種類に限定 パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、EPN
<b>廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃掃法)</b>			有機燐化合物があるが、農業等4種類に限定
目的: 廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ること	<b>法第2条の3 施行令第1条 「特別管理一般廃棄物」</b>	一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生じらるおそれがある性状を有するもの	パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、EPN リン部会見解書参照
<b>特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(バーゼル法)</b>	別表第3 規制対象となるもの	別表第3 34 有機燐化合物を含む物であって次に掲げる物	イ:クレジリルジフェニルホスフェート・トリエチルホスフェート・トリキシリルホスフェート・トリブチルホスフェート 燐酸トリアリル・燐酸トリエチル・燐酸トリトリルを0.1%以上含むもの ロ:トリオクチルホスフェート・トリス( -クロロプロピル)ホスフェート・トリスジクロロプロピルホスフェート トリブトキシエチルホスフェート・トリメチルホスフェート ハ:イ及びロに掲げる有機燐化合物以外の有機燐化合物を含む物
目的: 有害廃棄物の国境を超える移動およびその処分の規制に関するバーゼル条約等の円滑な実施を確保するため、特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分の規制に関する措置を講じ、もって人の健康の保護及び生活環境の保全に資すること			
<b>化学兵器禁止法(化兵法)</b>	<b>法第2条第1項 「毒性物質」</b>	施行令の別表第三欄に掲げる物質・人が吸入し又は接触した場合に、これを死に至らしめ、又はその身体の機能を一時的若しくは持続的に著しく害する性質「以下、毒性」を有する物質	
化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律	<b>法第2条第2項 「化学兵器」</b>	砲弾、ロケット弾その他政令で定める併記であって、毒性物質若しくは同等の毒性を有する物質を充填したもの、	
	<b>法第2条第3項 「特定物質」</b>	施行令の別表一の項の第三欄又は第四欄に掲げる物質、 毒性物質及び毒性物質の原料となる物質	
目的: 化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約(化学兵器禁止条約)の的確な実施を確保するための国内実施法であり、化学兵器の製造、所持、譲り渡し及び譲り受けを禁止するとともに、特定物質の製造、使用等を規制する等の措置を講ずることを目的としている。	<b>法第2条第4項 「指定物質」</b>	「以下、原料物質」のうち、化学兵器の製造の用に供されるおそれが高いもの、 施行令の別表二の項又は三の項の第三欄又は第四欄に掲げる物質	
	<b>法第2条第5項 「第一種指定物質」</b>	指定物質以外の毒性物質及び原料物質のうち、化学兵器の製造の用に供されるおそれがあるもの 施行令の別表二の項の第三欄又は第四欄に掲げる物質	第一種指定物質: ジエチルエチルホスホネート、ジメチルメチルホスホネート等、炭素数が3以下である一のアシル基との結合以外炭素原子との結合のないりん原子を含む化合物。
	<b>法第2条第5項 「第二種指定物質」</b>	指定物質のうち化学兵器以外の用途に使用されることが少ないものとして政令で定めるもの 施行令の別表三の項の第三欄又は第四欄に掲げる物質 第一種指定物質以外の指定物質	